

固定価格買取制度に関するQ & A

問1. 固定価格買取制度の調達価格は毎年度変わるのでしょうか。

(回答)

1. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特別措置法」という）に基づいて、経済産業大臣は、当該年度の開始前までに、設備認定の適用を受けた新規運転開始実績も考慮した調達価格等算定委員会の意見、国民からの意見公募（パブリックコメント）を踏まえ、調達価格等を決定することとなります。（毎年度価格等が見直されます。）
2. 小水力発電については、平成24年度に新規に運転開始した実績がほとんどなく、「調達価格等算定委員会」において固定価格買取制度コストの算定見直しを実施する根拠は乏しいという結論から、平成25年度の小水力発電の調達価格は平成24年度から変更はありませんでした。
3. なお、再エネ特別措置法の附則において「法律の施行の日から起算して3年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする」と規定されているため、少なくとも平成27年度以降の調達価格は見直しされる可能性があります。

小中水力 平成25年度の調達価格・調達期間

調達区分	調達価格（税込み）	調達期間
1,000kw以上30,000kw未満	25.20円/kwh	20年
200kw以上1,000kw未満	30.45円/kwh	20年
200kw未満	35.70円/kwh	20年

問2. 調達価格はいつの時点の価格が適用されるのでしょうか。

(回答)

1. 調達価格については、以下2点のうちいずれか遅い時点での価格が適用されます。
 - ①接続契約の申し込みを電気事業者が受領した時
 - ②経済産業大臣の設備認定を受けた時
2. なお、買取期間は、特定契約に基づき認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日が起算日となります。（試運転期間は除く）

問3. 経済産業大臣の設備認定の基準はどのようなものですか。

(回答)

1. 以下の要件を全て満たせば経済産業大臣の設備認定を受けることができます。
 - (1) 調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっており、かつ、当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから3箇月以内に修理することが可能である体制が備わっていること。(メンテナンス体制の書類を添付)。
 - (2) 発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。(製品の製造事業者及び設備の内容が特定できる書類、設備の設計仕様図等を添付)
 - (3) 電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を的確に計測できる構造であること。(配線図及び構造図を添付)
 - (4) 次年度以降の調達価格の算定に当たり、各再生可能エネルギーのコスト構造を把握するため、認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置に要する費用の内容及び当該設備の運転に要する費用の内訳を記録しつつ行われるものであること。
 - ①供給開始後、速やかに当該認定発電設備の設置に要した費用の内容を報告。
 - ②毎年度1回、当該認定発電設備の年間の運転に要した費用の内容を報告。
 - (5) 当該水力発電設備が揚水式によらないで発電を行うもの。
(農業用水をポンプで水槽に汲み上げて畑地かんがいに利用されているパイプラインの落差により発電する場合は、揚水式発電ではありません)

問4. 冬期の農業用水が無く、かんがい期間しか発電できない場合は、固定価格買取制度が適用できないのでしょうか。

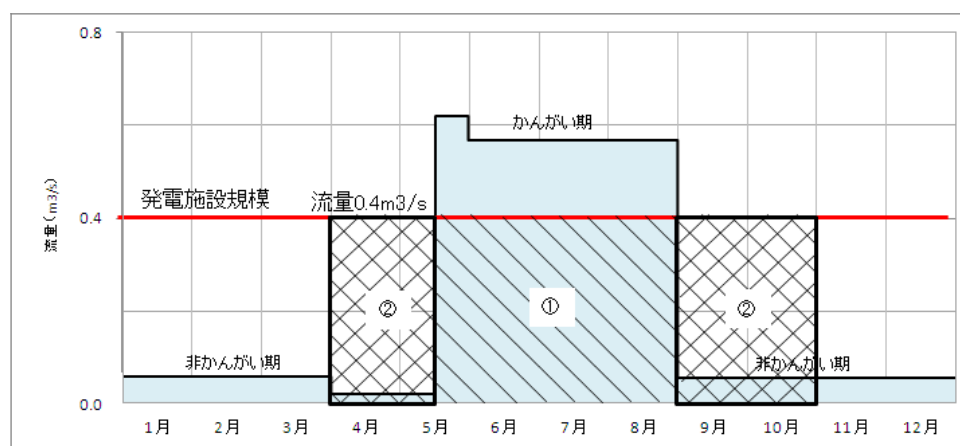
(回答)

1. 再エネ特別措置法第6条第1項によれば、設備認定基準は、「調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであること」とされていますが、かんがい期間しか発電できない場合も設備認定を受けることができ、固定価格買取制度が適用できます。

問5. 農業用水の従属発電で設備認定を受けて、ある調達価格で売電を開始し、数年後に非かんがい期に新規の発電用水の水利権を取得した場合でも、当初と同じ調達価格で売電できるのでしょうか。

(回答)

1. 農業用水の従属発電で水利権を取得(下図の①)して、固定価格買取制度の設備認定後に非かんがい期の水利権を新たに取得(下図の②)して発電を行っても、当初と同じ調達価格で売電できます。ただし、調達期間は、最初に(農業用水の従属で発電)再生可能エネルギー電気の供給を開始した日から20年間となります。



問6. 設備認定後、発電設備の所有者等が変わった場合には、買取価格や買取期間は変わるのでしょうか。

(回答)

1. 設備の所有者が変わった場合などは、軽微変更届の手続きは必要になりますが、買取価格・買取期間については変更はありません。

※資源エネルギー庁ホームページにもQ & Aが掲載されていますので、そちらもご覧下さい。

<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/faq.html>